

「令和5年度 北海道下川商業高等学校の部活動に係る活動方針」

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「道立学校に係る部活動の方針」と「学校教育目標等」を踏まえた、「北海道下川商業高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定することとした。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・なお、同好会等の活動が、本校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

陸上競技部、剣道部、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、スキー部、吹奏楽部、商業研究部、料理研究同好会、写真同好会、ダンス同好会

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。

・連絡先：〒098-1212 上川郡下川町北町137-1

Fax : 01655-4-2545

Mail : shimokou-z0@hokkaido-c.ed.jp (担当:教頭)

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長

に提出する。

- ・部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配布するなどして保護者・生徒の理解を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配付するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し徹底させる。
- ・校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ・校長は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」（平成30年3月28日北海道教育委員会決定）で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生

徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえるよう留意する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・校長は、運動部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・校長は、文化部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、文化部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引きの活用

- ・校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引きを活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育家庭内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

休養日の設定については、次のとおりとする。

- ・週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくともどちらかを休養日とする。)
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(高体連、高文連、高野連等が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。
- ・長期休養日の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・休養日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高文連、高野連等が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合、下記(3)のイの活動時間の上限の範囲内の活動を行うことができるものとする。ただし、こうした取扱をした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。
- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 原則の特例(及び高等学校段階における弾力的な休養日等の設定)

上記(1)及び(2)に掲げる原則(休養日～週2日以上(平日1日以上・週末1日以上)、活動時間～平日2時間程度・休業日3時間程度)の特例(大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合)及び上記(3)に掲げる高等学校段階における弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- ・学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、毎週末又は祝日に(年間52日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間113日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- ・生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討する。
- ・部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして生徒や保護者の理解のもと、長期的視点で行う。
- ・合同部活動は、関係する学校の校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮のうえ、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

(2) 地域との関係

- ・校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力のもと、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

5 部活動の充実に向けて

(1) 効果的な指導方法の研鑽

- ・効果的に部活動指導を行うために、部活動顧問は研鑽に努めるとともに、校長は、効果的な成果を上げている事例を把握し、適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

- ・女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行うこと。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

- ・顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないこと。

(4) 部活動内の生徒の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭や地域との関係を図る取組

- ・校長及び部活動顧問は、保護者や地域の人々に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭と地域が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努めること。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

- ・部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努めること。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。